

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…一
- 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局生活福祉部医療助成課）…二

訓令

- 東京都労働相談情報センター処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…二

告示

- 都市計画事業の認可（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…三
- 建築基準法による道路の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三
- 都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…四
- 都営住宅の使用料の変更……………（同）…四
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…七
- 特定都営住宅の廃止……………（同）…七
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…八
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…八
- 保安林の指定解除予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…九
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…九
- 港湾施設の供用中止……………（港湾局港湾経営部経営課）…一〇

規程（交）

- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………二〇
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程……………二一
- 東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程……………二二
- 東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程……………二三
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………二三
- 東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程を廃止する規程……………二三
- 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………二三
- 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………二三
- 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………二四
- 東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程を廃止する規程……………二四

公 告

- 市街地再開発組合の理事長の就任……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二五

規 則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十九号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表四 十四の部東京都労働相談情報センターの項中「次に掲げる各事務所」を「東京都労働相談情報センター大崎事務所、同池袋事務所、同亀戸事務所及び同多摩事務所」に改め、同部同多摩事務所の項の次に次のように加える。

同青山事務所 渋谷区神宮前五丁目五十三番 女性の労働関係に関する相談

六十七号

及び教育に関する事務並びに働く女性の活躍に関する支援等に関する事務

附 則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十号

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に應じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおり」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 加算対象扶養親族等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族のうち、控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。以下同じ。）がない場合 三百六十万四千円

二 加算対象扶養親族等がある場合 三百六十万四千円に次に掲げる額を加算した額
イ 当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者（七十歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。））、老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族及び十九歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）の数に三十八万円を乗じて得た額

ロ 当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

ハ 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に六

十三万円を乗じて得た額

第六条第三項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「第二条第八項」を「第十九条第八号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。ただし、第六条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第三十四号

総務局 財務局 産業労働局
東京都労働相談情報センター 処務規程（平成十六年東京都訓令第五十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

第一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 働く女性の活躍に関する支援等に関する事

第十二条の表中「多摩事務所」を「多摩事務所 青山事務所」に改める。

第十三条中「事務所」を「大崎事務所、池袋事務所、亀戸事務所及び多摩事務所」に改め、同条に次の一項を加える。

2 青山事務所の掌理事務は、次のとおりとする。

一 女性に関する労働相談等に関する事

二 女性に関する労働セミナー等労働知識の普及啓発に関する事

三 働く女性の活躍に関する支援等に関する事

四 労働関係機関等との連携に関する事

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業に関する事

附 則

この訓令は、令和六年九月一日から施行する。

告
示

●東京都告示第九百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 目黒区

二 都市計画事業の
種類及び名称 塚山公園 東京都市計画公園事業目録第一号大

三 事業施行期間 令和六年八月三十日から令和九年三

四 事業地 収用の部分

目黒区目黒四丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第九百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき小平都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 小平市

二 都市計画事業の 小平都市計画公園事業第七号鷹の台
種類及び名称 公園

三 事業施行期間
令和六年八月三十日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

小平市たかの台地内

使用の部分

なし

●東京都告示第九百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	路の延長及び幅員(単位メ
------------	-------	------------	--------------

法第四十二条	令和六年七月三十一日	青梅市滝ノ上	延長
第一項第四号	町千二百十九番一、同番一		四三・四九
の規定による	地先、同番三		幅員 二〇・〇〇
道路			

青梅市滝ノ上	延長
町千二百十九	四三二・四九
番一、同番一	幅員
地先、同番三	二〇・〇〇
から同番五ま	三〇・二八
で、千二百五	
十二番五から	
同番九まで、	
千二百六十二	
番四から同番	
七まで、千二	
百六十三番三、	
千三百五十四	
番十七から同	
番十九まで、	
千三百五十六	

番六、千三百五十八番九、天ヶ瀬町千七百七十九番三、同番三地先、千八百番三から同番六まで、千八百一十一番四千八百一十二番三同番四、千八百一十三番五、千八百一十八番七から同番九まで千八百一十一番二十五、同番三十二、同番三十三、千八百四十八番六、同番六地先、同番七の一部、同番十二から同番十六まで千八百七十二番二、同番二地先、千八百七十三番三、千八百七十四番三、同番四、千八百七十五番二から同番六まで千八百七十六番六、千八百七十八番五、同番八から同番十一まで、千八百一十一番三、千八百一十三番五、同番六、千八百一十四番七、千八百一十五番三、同番

四、同番六、同番七、千百八十九番六、同番七、千百九十一番六、同番七、千百九十二番四、千二百十四番四、同番五、				同番六の一部、同番七、千二百十五番二から同番四まで、千二百十八番二、同番二地先及び同番四から同番六まで			
名 称				戸 数			
位 置				構造及び規模			
辰巳一丁目アパート (24、25、26、32、33、34号棟)				江東区辰巳一丁目八番 中層耐火 三六・六平方メートル 二〇〇戸			
桐ヶ丘アパート (N 55、N 56号棟)				北区赤羽北三丁目十六番 同右 三二・六平方メートル 八九戸			
桐ヶ丘アパート (N―57号棟)				同右 同右 三三・四平方メートル 三〇戸			
仙川アパート (24、26号棟)				調布市緑ヶ丘二丁目二十五番 同右 五〇・八平方メートル 一四四戸			
仙川アパート (1、7、13、14、15号棟)				同右 同右 五三・七平方メートル 同右			
仙川アパート (16号棟)				同右 同右 五六・三平方メートル 四〇戸			
●東京都告示第九百十四号 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の ように変更し、令和六年九月一日から実施するので、同条 第三項の規定により告示する。 令和六年八月三十日 東京都知事 小 池 百合子				●東京都告示第九百十三号 次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例 （平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定に より告示する。 令和六年八月三十日 東京都知事 小 池 百合子			

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート（1号棟）		中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	101,500
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート（6号棟）		港区南青山1-3	40.7	2	39,900	218,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（12号棟）		新宿区戸山2-12	33.8	3	28,400	74,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（26号棟）		新宿区戸山2-26	33.8	2	28,400	74,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（10号棟）		新宿区戸山2-10	40.1	1	33,800	89,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（33号棟）		新宿区戸山2-33	40.1	1	34,000	90,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（33号棟）		新宿区戸山2-33	40.1	1	33,800	89,200
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（2号棟）		新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	52,900
一般都営	中層耐火	弁天町第2アパート（1号棟）		新宿区弁天町163	39.0	1	31,900	86,400
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート（14号棟）		文京区本郷4-15	35.8	1	30,500	67,900
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート（3号棟）		台東区清川2-22	34.3	1	25,300	36,800
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート（9号棟）		江東区亀戸7-57	39.0	1	31,000	48,400
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（12号棟）		江東区亀戸7-57	42.2	2	34,400	54,000
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート（13号棟）		江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	45,500
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（2号棟）		江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	38,600
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート（1号棟）		江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	53,800
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（2号棟）		江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	50,700
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート（1号棟）		江東区北砂1-3	39.5	1	31,700	51,000
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（4号棟）		江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	89,000
一般都営	高層耐火	北品川アパート（1号棟）		品川区北品川1-5	41.6	3	36,000	85,500
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（4号棟）		品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	103,700
一般都営	高層耐火	西六郷四丁目アパート（2号棟）		大田区西六郷4-25	55.9	1	46,100	81,400
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート（14号棟）		大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,300	70,600
一般都営	高層耐火	八幡山三丁目アパート（14号棟）		世田谷区八幡山3-9	42.3	2	34,900	77,100
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（2-3号棟）		渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	100,600
一般都営	中層耐火	本天沼二丁目アパート（10号棟）		杉並区本天沼2-38	51.0	2	38,900	91,500
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート（19号棟）		杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,000	48,000
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（2号棟）		豊島区南大塚2-36	37.3	2	31,100	58,000
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート（4号棟）		豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	79,400
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート（7号棟）		北区浮間1-5	48.1	1	38,700	67,800
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート（10号棟）		北区西が丘2-16	51.0	1	41,000	77,700
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート（1号棟）		北区王子本町3-8	37.0	1	28,000	61,200
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート（2号棟）		北区王子本町3-8	33.4	1	25,400	55,600
種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（4号棟）		北区滝野川3-62	33.4	1	25,700	52,000
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（7号棟）		北区滝野川3-68	39.0	1	30,400	57,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（8号棟）		北区滝野川3-68	39.0	1	30,400	57,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（9号棟）		北区滝野川3-67	36.4	1	28,300	56,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート（16号棟）		北区滝野川3-80	37.3	2	29,600	50,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート（16号棟）		北区滝野川3-80	42.2	1	33,500	55,000
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（8号棟）		北区赤羽西5-4	39.0	1	29,900	54,300
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（10号棟）		北区赤羽西5-7	40.6	2	31,900	51,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート（3号棟）		北区赤羽北3-9	51.0	1	40,900	81,400
一般都営	中層耐火	東日暮里一丁目アパート（20号棟）		荒川区東日暮里1-17	36.4	1	25,900	37,800
一般都営	高層耐火	南子住二丁目アパート（1号棟）		荒川区南子住2-33	42.2	1	30,400	59,000
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート（2号棟）		板橋区本町8-2	36.4	1	26,800	58,900
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート（1号棟）		板橋区前野町4-36	43.9	1	33,100	52,300
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート（3号棟）		板橋区前野町5-18	55.9	1	43,100	86,400
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート（2号棟）		板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,300	70,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（1号棟）		板橋区蓮根3-15	51.2	3	38,800	72,900
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（2号棟）		板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	72,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（5号棟）		練馬区北町6-5	47.5	1	37,100	81,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート（4号棟）		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	51,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート（17号棟）		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート（29号棟）		練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート（35号棟）		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,300	50,900
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート（22号棟）		練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	101,300
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（6号棟）		足立区西保木間3-6	34.3	2	23,600	39,400
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート（1号棟）		足立区六月1-33	37.3	1	25,200	43,600
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート（5号棟）		足立区弘道2-10	59.6	1	44,600	93,300
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート（3号棟）		足立区六月2-8	51.0	1	36,800	65,800
一般都営	中層耐火	保木間町アパート（3号棟）		足立区保木間1-35	42.3	1	29,700	44,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（4号棟）		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	44,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（7号棟）		足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	36,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（10号棟）		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	44,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（11号棟）		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	44,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（15号棟）		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	44,100

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（5号棟）	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,100	44,100
一般都営	中層耐火	谷在家アパート（7号棟）	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,200	41,600
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート（3号棟）	足立区六木1-5	40.5	1	27,200	43,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（6号棟）	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	39,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（10号棟）	足立区六木1-5	33.4	1	22,400	36,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（17号棟）	足立区六木1-5	37.7	1	25,100	41,300
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート（18号棟）	足立区六木1-5	40.5	1	27,300	45,800
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート（6号棟）	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,800	43,000
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（14号棟）	足立区鹿浜5-24	41.0	2	28,100	46,900
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート（4号棟）	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	43,900
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート（4号棟）	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	47,000
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート（6号棟）	足立区西新井6-15	39.0	1	27,500	43,300
一般都営	高層耐火	舎人町アパート（14号棟）	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	44,900
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート（46号棟）	足立区青井5-12	55.9	1	41,200	84,200
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート（3号棟）	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	71,700
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート（7号棟）	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	71,700
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート（2号棟）	葛飾区奥戸1-13	59.6	1	44,800	84,400
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート（2号棟）	葛飾区亀有1-3	59.6	1	45,000	91,600
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート（7号棟）	葛飾区西新小岩3-21	51.0	1	37,900	59,700
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート（1号棟）	葛飾区堀切8-11	51.0	1	38,000	74,900
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（2号棟）	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	69,800
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（1号棟）	葛飾区西新小岩1-1	55.9	3	42,400	74,200
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート（2号棟）	葛飾区南水元1-24	51.0	2	37,500	70,300
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート（3号棟）	葛飾区南水元1-24	59.6	1	43,800	82,200
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（11号棟）	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	52,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（14号棟）	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	52,100
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート（2号棟）	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,100	72,200
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート（1号棟）	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	74,000
一般都営	中層耐火	平井七丁目第2アパート（14号棟）	江戸川区平井7-18	36.4	1	27,000	44,300
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（3号棟）	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	85,200
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート（2号棟）	八王子市大和田町7-6	60.9	2	33,300	66,300
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート（58号棟）	立川市富士見町6-58	42.3	1	23,200	44,800
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート（1号棟）	武蔵野市関前4-12	55.9	1	41,700	89,200

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート（1号棟）	武蔵野市境2-6	60.9	1	45,900	106,800
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート（2号棟）	武蔵野市境2-6	60.9	1	45,900	106,800
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート（1号棟）	三鷹市下連雀7-15	48.1	1	35,500	81,600
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート（3号棟）	三鷹市下連雀7-15	48.1	1	35,900	82,400
一般都営	中層耐火	下連雀六丁目アパート（2号棟）	三鷹市下連雀6-16	39.0	1	27,200	64,000
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート（1号棟）	三鷹市上連雀9-30	55.9	1	40,900	85,400
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート（1号棟）	三鷹市上連雀1-22	55.9	2	42,000	98,600
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート（3号棟）	昭島市東町1-15	51.0	1	26,900	61,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（1号棟）	調布市国領町3-8	53.5	1	29,600	68,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（2号棟）	調布市国領町3-8	53.5	1	29,600	68,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（5号棟）	調布市国領町3-8	45.1	1	25,000	57,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（7号棟）	調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	78,100
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート（5号棟）	調布市下石原1-15	55.9	1	33,400	85,500
一般都営	中層耐火	国領町アパート（1号棟）	調布市八雲台1-23	55.9	1	35,400	91,700
一般都営	中層耐火	国領町アパート（2号棟）	調布市八雲台1-23	59.6	1	37,800	97,800
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート（1号棟）	調布市染地1-1	60.2	1	36,300	90,500
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート（3号棟）	調布市染地3-3	48.1	1	27,700	65,700
一般都営	中層耐火	山崎町アパート（2号棟）	町田市山崎町840	55.9	1	29,300	54,300
一般都営	中層耐火	日野新井アパート（2号棟）	日野市新井3-1	33.4	1	14,800	31,400
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート（2号棟）	国立市東3-3	42.3	1	25,200	66,800
一般都営	中層耐火	国立東二丁目アパート（1号棟）	国立市東2-26	42.3	1	24,000	66,700
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート（2号棟）	西東京市緑町1-5	61.5	1	39,300	93,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート（20号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（44号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	48,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-6号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地（4-4-5号棟）	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	40,700

●東京都告示第九十五号 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第			三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、		
名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	第三条第三項の規定により告示する。 令和六年八月三十日 東京都知事 小 池 百合子	
花畑七丁目アパート （5号棟）	足立区花畑七丁目十番	高層耐火 三四・六平方メートル	三五戸	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき） 近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）	
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	二七、三〇〇円 七二、八〇〇円	
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	七戸	三一、九〇〇円 八五、〇〇〇円	
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	三七、八〇〇円 一〇〇、七〇〇円	
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	三七、七〇〇円 同右	
同右	同右			四五、三〇〇円 一二〇、七〇〇円	
●東京都告示第九十六号 次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例			（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。 令和六年八月三十日 東京都知事 小 池 百合子		
名 称	位 置	構造及び規模	戸 数		
仙川アパート （27号棟）	調布市緑ヶ丘二丁目二十五番 中層耐火 地	四九・四平方メートル	一四戸		
●東京都告示第九十七号 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条において準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和六年九月一			日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。 令和六年八月三十日 東京都知事 小 池 百合子		

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額／戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート（4号棟）	新宿区大久保3-13	32.8	1	26,500
改良	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
改良	中層耐火	長延寺アパート（1号棟）	新宿区市谷長延寺町8	32.6	1	26,300
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	51.2	1	39,600
改良	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（5号棟）	江東区東陽1-39	36.6	1	29,800
改良	中層耐火	萩中一丁目アパート（11号棟）	大田区萩中1-3	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート（1号棟）	北区堀船3-1	33.4	2	24,700
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（11号棟）	北区赤羽西5-7	55.6	1	43,700
改良	中層耐火	西新井六丁目アパート（5号棟）	足立区西新井6-15	39.0	1	27,500
再開発	高層耐火	小松川アパート（1号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,200

●東京都告示第九百十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小池百合子

名 称 位 置 区画数

花畑七丁目アパート駐 足立区花畑七丁目十 三四区画
車場 番

大丸第2アパート駐車 稲城市大丸五百二十 二九区画
場 六番地

●東京都告示第九百十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（練馬区旭町一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

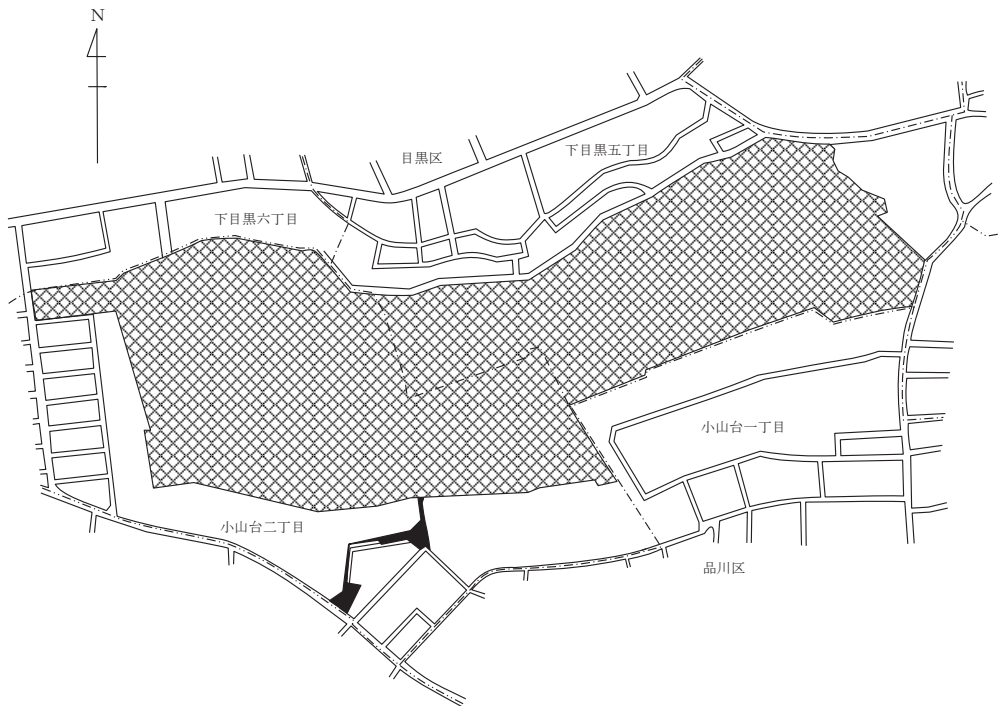
日

別図

東京都立林試の森公園 区域変更略図

変更箇所 品川区小山台二丁目

変更前の区域	面積	一二三、四九七・五八	平方メートル
追加区域	面積	八九九・二九	平方メートル
変更後の面積	一二三、三九六・八七	平方メートル	



●東京都告示第九百二十二号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	中止期間
物揚	月島ふ	二九〇・〇〇	中央区勝	令和六年九月二
場	頭物揚	メートルのう	どき五丁	日から同年十二
場F〇	ち二〇・〇〇	目		月十六日まで
バース	メートル			

規程（交）

●交通局規程第四十二号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月三十日

東京都交通局長 久我 英 男

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日

暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等

に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程（昭和五十二年交通局規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第三号を削る。

第七条第四号中「及び第三号」を削る。

第十二条中「、東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十六号）、東京

都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十九号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和六年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程第五条の二第三号に規定するPASMO PASSPORTで、現に効力を有するものについては、この規程の施行の日から令和六年九月二十七日までの間の有効期間中に限り、共通一日乗車券を発売することができる。この場合において、当該乗車券の使用条件については、なお従前の例による。

●交通局規程第四十三号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程（昭和六十三年交通局規程第八号）の一部

を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「又はPASMO PASSPORT」を削る。

第十二条中「、東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十六号）、東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十九号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和六年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程第三条第一項第二号に規定するPASMO PASSPORTで、現に効力を有するものについては、この規程の施行の日から令和六年九月二十七日までの間の有効期間中に限り、東京フリーきつぷを発売することができる。この場合において、当該乗車券の使用条件については、なお従前の例による。

●交通局規程第四十四号

東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車外国人向けICカード取扱規程（令和元年交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 削除

第三条第一号中「株式会社バスモ及び」を削り、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三から五まで 削除

第三条第六号中「バリュー又は」を削り、同条第九号中「IC鉄道事業者及び」を削る。

第十条中「IC発行事業者規則」を「、IC発行事業者規則」に、「次に」を「IC発売事業者が」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第十五条中「IC取扱事業者」を「東京都電車ICカード取扱規程第三条第三号に定めるICバス事業者」に改める。

第二十条中「企画乗車券」を「IC企画乗車券」に、「IC鉄道事業者」を「東日本旅客鉄道株式会社」に改める。

第二十五条中「IC発行事業者の定めるIC発売事業者」を「当該レファレンスパーに係るIC企画乗車券を東京都電車ICカード取扱規程第三条第三号に定めるICバス事業者又は東日本旅客鉄道株式会社」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和六年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都電車外国人向けICカード取扱規程（以下「旧規程」と

いう。）の規定により発売したPASMO PASSPORT（以下「発売済みのPASMO PASSPORT」という。）で、現に効力を有するものは、その有効期間中引き続き使用できるものとし、その使用条件等については、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際、発売済みのPASMO PASSPORTで、有効期間が終了する日の翌日から十四日以内であるものに対する旧規程第十八条及び第二十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

●交通局規程第四十五号

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程（令和元年交通局規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 削除

第三条第一号中「株式会社パスモ及び」を削り、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三から五まで 削除

第三条第六号中「バリュー又は」を削り、同条第九号中「IC鉄道事業者及び」を削る。

第十条中「次に」を「IC発売事業者が」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第十五条中「当該」の下に「レファレンスペーパーに係る」を加え、「IC取扱事業者」を「東京都乗合自動車ICカード取扱規程第三条第三号に定めるICバス事業者」に改める。

第二十条中「IC鉄道事業者」を「東日本旅客鉄道株式会社」に改める。

第二十五条中「IC発売事業者」を「当該レファレンスペーパーに係るIC企画乗車券を東京都乗合自動車ICカード取扱規程第三条第三号に定めるICバス事業者又は東日本旅客鉄道株式会社」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和六年九月一日から施行する。（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程（以下「旧規程」という。）の規定により発売したPASMO PASSPORT（以下「発売済みのPASMO PASSPORT」という。）で、現に効力を有するものは、その有効期間中引き続き使用できるものとし、その使用条件等については、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際、発売済みのPASMO PASSPORTで、有効期間が終了する日の翌日から十四日以内であるものに対する旧規程第十八条及び第二十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

●交通局規程第四十六号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を

改正する規程を次のように定める。

令和六年八月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程（平成十九年交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 株式会社パスモが相互利用を行う、前二号を除く以下のICカード乗車券

ア 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Welcome Suica」

第二条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

四 第一項第四号に定めるICカード乗車券について

ア 第七条（個人情報の取扱い）

イ 第十一条（発売）

ウ 第十八条（記名ICカードの再印字）

エ 第十九条（記名ICカードの個人情報の変更）

オ 第二十二條（紛失再発行）

カ 第二十三條（障害再発行）

キ 第二十四條（ICカードの交換及び移替え）

ク 第二十六條（払戻し）

ケ 第二十七條（ICカードの変更）

コ 第三十条から第四十六号まで（第三編 IC定期乗車券）

サ 第四十七号から第五十号まで（第四編 IC企画乗車券）

附 則

この規程は、令和六年九月一日から施行する。

●交通局規程第四十七号

東京都地下高速電車外国人向けＩＣカード乗車券取扱規程を廃止する規程を次のように定める。

令和六年八月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車外国人向けＩＣカード乗車券取扱規程を廃止する規程

東京都地下高速電車外国人向けＩＣカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和六年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による廃止前の東京都地下高速電車外国人向けＩＣカード乗車券取扱規程（以下「旧規程」という。）の規定により発売したPASMO PASSPORT（以下「旧乗車券」という。）で、現に効力を有するものは、その有効期間中引き続き使用できるものとし、その使用条件等については、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際、旧乗車券で、有効期間が終了する日の翌日から十四日以内であるものに対する旧規程第二十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

●交通局規程第四十八号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程（平成二十六年交通局規程第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を削り、第十号を第七号とする。

第八条第四号中「及び第五号」を削り、同条第五号中「第六号及び第七号」を「第五号」に改め、同条第六号中「第八号及び第九号」を「第六号」に改め、同条第七号中「第十号」を「第七号」に改める。

第十六条中「並びに地下高速電車外国人向けＩＣカード乗車券取扱規程」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和六年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、東京都地下高速電車外国人向けＩＣカード乗車券取扱規程を廃止する規程（令和六年交通局規程第四十七号）による廃止前の東京都地下高速電車外国人向けＩＣカード乗車券取扱規程の規定により発売したPASMO PASSPORTで、現に効力を有するものについては、この規程の施行の日の翌日から令和六年九月二十七日までの間の有効期間中に限り、この規程による改正前の東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程第六号第五号、第七号及び第九号に規定する乗車券を発売することができる。この場合において、当該乗車券の使用条件等については、なお従前の例による。

●交通局規程第四十九号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程（平成三十年交通局規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中キ及びケを削り、同号クを同号キとする。

第八条第一項中「ク」を「キ」に改め、同条第二項中「キまで及びケ」を「カまで」に改める。

第十条中第三号及び第五号を削り、同条第四号中「ク」を「キ」に改め、同号を同条第三号とする。

第十一条第二項中「及び第三号」を削り、同条第三項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同条第四項

中「第四号」を「第三号」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第十六条中「、東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程」を「及び東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程」に改め、「及び東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和六年九月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規程の施行の際、東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程を廃止する規程（令和六年交通局規程第四十七号）による廃止前の東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の規定により発売したP A S M O P A S S P O R T（以下「発売済みのP A S M O P A S S P O R T」という。）で、現に効力を有するものについては、この規程の施行の日から令和六年九月二十七日までの間の有効期間中に限り、この規程による改正前の東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程第二条第一号キ及びケの規定による乗車券を発売できるものとする。この場合において、当該乗車券の有効期間は、発売済みのP A S M O P A S S P O R Tの有効期間内において、発売した時間から七十二時間を超えない範囲とし、その他の使用条件については、なお従前の例による。

●交通局規程第五十号

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程（平成二十年交通局規程第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 株式会社パスモが相互利用を行う、前二号を除く以下のICカード乗車券

ア 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Welcome Suica」

第二条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

四 第一項第四号に定めるICカード乗車券について

ア 第七条（個人情報の取扱い）

イ 第十一条（発売）

ウ 第十八条（記名ICカードの再印字）

エ 第十九条（記名ICカードの個人情報の変更）

オ 第二十二条（紛失再発行）

カ 第二十三条（障害再発行）

キ 第二十四条（ICカードの交換及び移替え）

ク 第二十六条（払戻し）

ケ 第二十七条（ICカードの変更）

コ 第三十条から第四十六条まで（第三編 IC定期乗車券）

サ 第四十七条から第五十条まで（第四編 IC企画乗車券）

附 則

この規程は、令和六年九月一日から施行する。

●交通局規程第五十一号

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程を廃止する規程を次のように定める。

令和六年八月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程を廃止する規程

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十九号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和六年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による廃止前の東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程（以下「旧規程」という。）の規定により発売したP A S M O P A S S P O R T（以下「旧乗車券」という。）で、現に効力を有するものは、その有効期間中引き続き使用できるものとし、その使用条件等については、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際、旧乗車券で、有効期間が終了する日の翌日から十四日以内であるものに対する旧規程第二十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により囲町西地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

小池 康夫

二 住所

中野区中野四丁目二十番七号

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051